

# 「寶田裁判を支援する会」

ニュース NO.11 2021.10.5

事務局：〒760-0073

香川県高松市栗林町 2-14-39  
昭和ビル3階 (香川県医労連内)

☎ 087-862-6657

FAX 087-862-6699

## 寶田さん「休業補償給付不支給処分取消請求事件」控訴審 勝利判決めざし傍聴支援を!

判決言い渡し期日 12月8日(水)15:00~

場所 高松高等裁判所 (高松市丸の内1-36)

※ 傍聴券の抽選が予想されます。14時頃には高松高裁の玄関前にお集まりください。

※ 「寶田さんを支援する会」では、裁判所宛て要請署名も11月末まで取り組みますので、さらなる集約をお願いします。また、「支援する会」への入会・裁判カンパも引き続きお願いします。



「勝利」の表示を出させてください

### 9/8報告集会でのご主人・寶田 哲夫さんの挨拶 (時間の都合で幻の挨拶となりました)

夫婦二人三脚で戦った裁判  
ご支援に感謝!

本日はお忙しい中、またコロナがなかなか収束しない中、たくさんの方に裁判の傍聴、並びに報告集会にご参加いただきありがとうございます。

第一審の不当判決を受けた後、皆様に背中を押していただき、二人で悩んだ末に控訴し、1年2ヶ月が経ちました。

控訴審では多くの場合、一回目の期日で審議が終了する「一回結審」となるようですが、当裁判では、4回の口頭弁論と4回の進行協議が行われました。又、控訴審で証人尋問が行われることは非常にまれで、その割合は1/2%といわれています。それだけ今回の証人が、この裁判にとって重要であると裁判長にも捉えていただいたものと思っています。

第一審の時から都子は、辛くはじめな思いをしながらも、必死で何人も施設の職員に法廷で真実を証言してもらえようとお願ひして回りましたが、在職中の職員には当然と言えば当然ですが、すべて断られました。

一方、すでに施設を退職されていた職員は、都子と同じように、パワハラを受けて精神的に病んでいく方が多く、「施設のことはいらない」「施設とはもう関わりたくない」と、やはり証言することを断られました。

そんな状況の中、都子の長い間の強い執念が奇跡的に実を結び、

まさかこの人だけは無理と思っていた元同僚の方が控訴審の法廷でしっかりと証言していただきました。やっとこの証人の方により院長、事務長のパワハラや長時間労働の実態を明らかにしていただきました。

第一審での院長、事務長をはじめ、同僚や部下のいかにも口裏合わせだと思われる証言が、すべて虚偽であることが証明されました。本日裁判は弁論終結となり、12月8日にいよいよ判決を迎えることとなりました。あとは、裁判官・司法の正義を信じて待ちたいと思っております。

支援の会を発足していただいていたから2年7ヶ月が経ちましたが、その間、支援の会皆様、役員の皆様には、署名・カンパ・傍聴支援、時には励ましのお言葉など、折にふれて多くのご支援をいただき、お陰様で今日を迎えることができました。感謝の言葉しかありません。

又、弁護士先生方には、都子が精神的に不安定でパニックになり、失礼なことを申ししたり、無理をお願いすることがありましたが、いつもやさしく寄り添い、対応していただきました。私どもにとってかけがえのない最高の弁護士です。先生方と共に裁判を闘うことができ、本当に良かったと思っています。ありがとうございます。

最後になりましたが、判決の日には必ずや、皆様と一緒に喜びを分かち合えるよう願ってやみません。本日は、本当にありがとうございます。

寶田 哲夫